

公益財団法人斎藤茂吉記念館 「友の会・入会」「事業募金・寄附」のお願い

◇近代の偉大なる遺産、茂吉文学・茂吉芸術を未来へ生き生きと◇

1. 名 称

- (1) 公益財団法人斎藤茂吉記念館友の会
- (2) 公益財団法人斎藤茂吉記念館事業募金

2. 使 途

- (1) 公益財団法人斎藤茂吉記念館友の会
公益財団法人斎藤茂吉記念館友の会年会費については、当財団が推進する公益目的事業全般の充実等に活用します。
- (2) 公益財団法人斎藤茂吉記念館事業募金
公益財団法人斎藤茂吉記念館事業募金については、斎藤茂吉関連資料等修復など、資料の充実ための費用の一部として活用します。

3. 友の会会員（年会費）

- (1) 賛助・維持会員 個人・法人・団体等会員
一口10,000円とし、一口以上お願いします。
[10名まで無料で入館できる]
- (2) 一般会員 個人会員
 - ① 蔵王会員 一口5,000円とし、一口以上お願いします。
[5名まで無料で入館できる]
 - ② 最上川会員 一口3,000円とし、一口以上お願いします。
[3名まで無料で入館できる]
 - ③ 学生会員 一口1,000円とし、一口以上お願いします。
[本人のみ無料で入館できる]
- (3) 会員特典
種別ごとの人数が無料入館できる会員証の提供や税制上の優遇措置（学生会員除く）のほかに、
 - ① 当館開催事業・講座等の案内
 - ② ミュージアムショップの通信販売サービス
 - ③ 当館所蔵資料を使つての斎藤茂吉研究への助力・応援
 - ④ 当館刊行資料の紹介及び提供 ー を行います。

4. 事業募金

- (1) 法人・団体等 一口10,000円とし、一口以上お願いします。
- (2) 個人 一口5,000円とし、一口以上お願いします。
※ 皆様のご厚志に感謝し、ご寄附を賜りました方々のご芳名は「芳名録」に記し、永く当館の歴史に留めさせていただきます。また、ご同意いただきました方々のご芳名については、当館ホームページに記載させていただきます。

5. 有効期限

友の会会員の有効期限は、通常は入会日より1年間となります。

※ 既に納められた会費は、理由のいかんを問わず返還いたしません。

6. 特定公益増進法人の寄附金税制上の優遇措置

当館は平成24年4月1日に公益財団法人に移行し、特定公益増進法人として「公益財団法人等寄附金特別控除」の対象団体に認定されました。1年間に支払った公益財団法人等に対する一定の要件を満たす寄附金(友の会会費をはじめ当館へのご寄附はこれに該当します。)が該当します。

(1) 個人の方が寄附される場合(所得控除)

個人が公益財団法人に寄附をした場合は、次の算式で計算した金額が「寄附金控除」として、所得控除を受けることができます。

$$\boxed{\text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額}} - \boxed{2 \text{ 千円}} = \boxed{\text{寄附金控除額}}$$

※ 特定寄附金の額の合計は所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 団体(公益法人等以外の法人)が寄附される場合(公益財団法人に対する寄附金の特例)

公益財団法人への寄附については、一般の寄附金を損金算入限度額まで支出している場合でも、さらに、別枠で特別損金算入限度額まで算入できます。寄附金の損金算入限度額は以下の算式になります。

一般の寄附金の損金算入限度額

$$\boxed{\text{資本金等の金額}} \times \frac{\boxed{\text{当期の月数}}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \boxed{\text{所得の金額}} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} = \boxed{\text{損金算入限度額}}$$

特別損金算入限度額(公益財団法人へ寄附した場合)

$$\boxed{\text{資本金等の金額}} \times \frac{\boxed{\text{当期の月数}}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \boxed{\text{所得の金額}} \times \frac{6.25}{100} \times \frac{1}{2} = \boxed{\text{特別損金算入限度額}}$$

※ 寄附金をいただいた際に発行する、領収証及び特定公益増進法人証明書(写)を、確定申告書に添付して申告することにより、上記の免税措置を受けることができます。

詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

7. 個人情報の取扱について

皆様の個人情報は、行政庁への申請書、ご寄附のお願い、当財団のお知らせ等の送付以外に利用したり、本人の同意がなく第三者に提供することはありません。

また、取得した個人情報は、法令・指針に従って必要な措置を講じ、適切に管理します。

8. お振込み方法

振込方法は、銀行振込・郵便為替・現金にてお願いいたします。

(1) 銀行からのお振込み

銀行口座

山形銀行	上山支店	普通	No.3193152
荘内銀行	上山支店	普通	No.1049928
きらやか銀行	上山中央支店	普通	No.2001239
口座名	公益財団法人 斎藤茂吉記念館		
	代表理事	清野伸昭	

(2) 郵便局からのお振込み [払込取扱票ご利用になれば手数料記念館負担]

ゆうちょ銀行口座 02210-6-121744

口座名 「友の会年会費・リニューアル事業募金」

(3) 現金については、恐れ入りますが斎藤茂吉記念館までご持参願います。

※ 友の会につきましては、会費をご送金いただき次第、会員証・領収証・特定公益増進法人証明書（写）をお届けいたします。

※ 事業募金につきましては、寄附金をご送金いただき次第、領収証、特定公益増進法人証明書（写）をお届けいたします。

【問合せ・連絡先】

パンフレット（振込用紙）の送付をご希望の方は下記にご請求ください。

[問合せ・連絡先]

公益財団法人斎藤茂吉記念館 事務局

〒999-3101 山形県上山市北町字弁天1421番

TEL 023-672-7227 FAX 023-672-262

6

URL <https://www.mokichi.or.jp>

※ なお、申込書の様式は、公益財団法人斎藤茂吉記念館ホームページ (URL <https://www.mokichi.or.jp>) でダウンロードすることができます。

F A X 申 込 用 023-672-2626

令和 年 月 日

公益財団法人斎藤茂吉記念館
「友の会加入・事業募金申込書」

私（当社・団体）は、友の会・事業募金の趣旨に賛同し、下記のとおり申し込みます。

【友の会】	
区 分	<input checked="" type="radio"/> 賛助・維持会員（個人・法人・団体等会員） <input checked="" type="radio"/> 一般会員（個人会員） <input type="checkbox"/> 蔵王会員 <input type="checkbox"/> 最上川会員 <input type="checkbox"/> 学生会員
会 費 区 分	<input checked="" type="radio"/> 賛助・維持会員（個人・法人・団体等会員） <input type="checkbox"/> 一 口 10,000円× 口= 円 <input checked="" type="radio"/> 一般会員（個人会員） <input type="checkbox"/> 蔵 王 会 員 一 口 5,000円× 口= 円 <input type="checkbox"/> 最 上 川 会 員 一 口 3,000円× 口= 円 <input type="checkbox"/> 学 生 会 員 一 口 1,000円× 口= 円
【事業募金】	
区 分	<input type="checkbox"/> 法人・団体等 一 口 10,000円× 口= 円 <input type="checkbox"/> 個人 一 口 5,000円× 口= 円
納 入 方 法	<input type="checkbox"/> 直接、公益財団法人斎藤茂吉記念館事務局へ持参する。 <input type="checkbox"/> 口座振込を希望する。（令和 年 月 日振込予定）
確 認 事 項	<input checked="" type="radio"/> 入会・募金後、本館ホームページに氏名又は法人名をご紹介する。（掲載） <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input checked="" type="radio"/> 入会・募金後、本会の事業、決算等を自宅又は法人所在地へ郵送する。 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

※ 印は、該当部分をチェック願います。

公益財団法人斎藤茂吉記念館
代表理事 清野伸昭様

〒 _____

住 所 _____

法人名 _____

代表者名又は個人名 _____

電話番号 () _____

FAX 番号 () _____

公益財団法人斎藤茂吉記念館 「友の会」「事業募金」税制上の優遇措置

◇近代の偉大なる遺産、茂吉文学・茂吉芸術を未来へ生き生きと◇

□ 特定公益増進法人の寄附金税制上の優遇措置

当館は平成24年4月1日に公益財団法人に移行し、特定公益増進法人として「公益財団法人等寄附金特別控除」の対象団体に認定されました。1年間に支払った公益財団法人等に対する一定の要件を満たす寄附金(友の会会費をはじめ当館へのご寄附はこれに該当します。)が該当します。

(1) 個人の方が寄附される場合(所得控除)

個人が公益財団法人に寄附をした場合は、次の算式で計算した金額が「寄附金控除」として、所得控除を受けることができます。

$$\boxed{\text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額}} - \boxed{2 \text{千円}} = \boxed{\text{寄附金控除額}}$$

※ 特定寄附金の額の合計は所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 団体(公益法人等以外の法人)が寄附される場合(公益財団法人に対する寄附金の特例)

公益財団法人への寄附については、一般の寄附金を損金算入限度額まで支出している場合でも、さらに、別枠で特別損金算入限度額まで算入できます。寄附金の損金算入限度額は以下の算式になります。

一般の寄附金の損金算入限度額

$$\boxed{\text{資本金等の金額}} \times \frac{\boxed{\text{当期の月数}}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \boxed{\text{所得の金額}} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} = \boxed{\text{損金算入限度額}}$$

特別損金算入限度額(公益財団法人へ寄附した場合)

$$\boxed{\text{資本金等の金額}} \times \frac{\boxed{\text{当期の月数}}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \boxed{\text{所得の金額}} \times \frac{6.25}{100} \times \frac{1}{2} = \boxed{\text{特別損金算入限度額}}$$

※ 寄附金をいただいた際に発行する、領収証及び特定公益増進法人証明書(写)を、確定申告書に添付して申告することにより、上記の免税措置を受けること

ができます。詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

□ 個人情報の取扱について

皆様の個人情報は、行政庁への申請書、ご寄附のお願い、当財団のお知らせ等の送付以外に利用したり、本人の同意がなく第三者に提供することはありません。

また、取得した個人情報は、法令・指針に従って必要な措置を講じ、適切に管理します。

□ お振込み方法

振込方法は、銀行振込・郵便為替・現金にてお願いいたします。

(1) 銀行からのお振込み

銀行口座

山形銀行	上山支店	普通	No.3193152
荘内銀行	上山支店	普通	No.1049928
きらやか銀行	上山中央支店	普通	No.2001239
口座名	公益財団法人 斎藤茂吉記念館		
代表理事	清野伸昭		

(2) 郵便局からのお振込み [払込取扱票ご利用になれば手数料記念館負担]

ゆうちょ銀行口座 02210-6-121744

口座名 「友の会年会費・リニューアル事業募金」

(3) 現金については、恐れ入りますが斎藤茂吉記念館までご持参願います。

※ 友の会につきましては、会費をご送金いただき次第、会員証・領収証・特定公益増進法人証明書(写)をお届けいたします。

※ 事業募金につきましては、寄附金をご送金いただき次第、領収証、特定公益増進法人証明書(写)をお届けいたします。

【問合せ・連絡先】

パンフレット(振込用紙)の送付をご希望の方は下記にご請求ください。

[問合せ・連絡先]

公益財団法人斎藤茂吉記念館 事務局

〒999-3101 山形県上山市北町字弁天1421番

TEL 023-672-7227 FAX 023-672-262

6

URL <https://www.mokichi.or.jp>

※ なお、申込書の様式は、公益財団法人斎藤茂吉記念館ホームページ
(URL <https://www.mokichi.or.jp>) でダウンロードすることができます。